

ニッコニコらいふ

協議会の今後の抱負

八王子介護保険サービス事業者連絡協議会
会長 平川 博之

市民の皆様こんにちは。「ニッコニコらいふ第2号」をお届けします。

この「ニッコニコらいふ」は、八王子市内で介護サービスを提供している事業者が「利用者の立場に立った質の高いサービスの円滑な提供をはかる」ことを共通の理念として設立された「八王子介護保険サービス事業者連絡協議会」の情報誌です。

平成十四年三月に創刊号を発行しました。編集など多くの素人が作った紙面にもかかわらず、多くの市民の方々から、とてもわかり易い内容で読みやすかったとの評価をいただきました。そのような皆様からの温かい後押しにより、第2号が発行されますことを会員一同心より感謝いたしております。

介護保険制度を

上手に活用するには

八王子市老人クラブ連合会

会長 中園 正道

貴協議会の平川会長との関係は、介護保険制度施行直後に、当連合会が開催した介護保険制度についての理事研修会講演会の講師として、八王子市モデル審査委員の立場でお迎えした時からです。

その後、病院を訪問し具体的に実態を見せて頂いての勉強会も持ちました。現在は、市介護サービス課の要請に応えるかたちで四名の委員を中心として、各支部ごとに巡回で介護保険に

回を重ねるごとに、介護保険制度への認識は深まっていく感じがして、誠に喜ばしいことであります。そもそも介護保険制度は、急速に進む高齢化社会がもたらしているため、老々介護の負担を軽くするため、皆で支え合うための制度と理解しています。ただ、私たち老人クラブの目標の一つに健康をあげております。できればこの制度を必要としないで、長寿を全うしたいと願っております。

しかし、私たち高齢者は、体

第002号
八王子介護保険サービス
事業者連絡協議会事務局
0426・74・6456

都の指定が必須となっておりますので、正会員は全て「都指定事業者」です。事業所内に当連絡協議会の会員証が掲示されていれば、私どもの会員事業者です。

現在特に力を入れている事業としては、本協議会独自の「サービス自己評価」基準作りがあります。他の地域に優るとも劣らない介護サービスの「八王子基準」を確立したいと思っております。

もう一つの事業は、正確かつ迅速な「情報公開」サービスです。残念ながら介護保険に関連した情報は、相変わらず市民のもとに伝わりにくいのが現状です。「知らなかった」「聞いてなかった」「どこから情報が貰えるのか」等のご意見を数多く耳にします。そこで私も本協議会でHP（ホームページ）を立ち上げ、その中で各事業所のプロフィール、サービスをメニュー、利用方法などを紹介したいと思っております。将来はサービスの空き情報の提供が

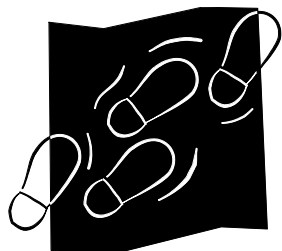
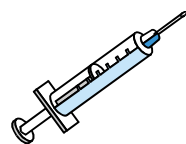
調の悪化は予測できないものがあります。それを考えると、介護保険制度は無視するわけにはいきません。

したがって、上手にこの制度を生かすために、この制度をよく理解すると共に、サービスの業者をよく知る必要があります。

八王子市では、平成十四年七月一日現在、都道府県指定を受けている業者のうち、八王子市をサービス実施地域とする業者を発表しました。

その発表を受け「利用者の立場に立った質の高いサービス」を提供する目的で、連絡協議会を発足させた平川会長は語っております。

さて、最近の私どもの活動について少し触れてみたいと思えます。まず会員数ですが、現在約一四〇事業者が加盟しています。入会資格として東京



いる点は云うまでもありません。すでに発刊されている「ニッコニコらいふ」に「会報発刊によって」と黒須隆一市長は、事業者と行政が一体となって「生き生きと暮らせる八王子」を謳っております。市長の協議会に寄せる期待の大きさが伺えます。第二号に、私たち八王子老人クラブ連合会に寄稿の依頼を受けたことを光栄に存じています。

勿論、市との連携を密にして

介護老人保健施設の相談員が
聞いた利用者の声

老健は、原則として事前相談が利用の第一段階です。ご本人もしくはご家族とお会いしてお話を伺います。その時のご家族は、「サービスを知らない」「よくわからないけれどケアマネに紹介されたからとにかくきてみた」等という方が殆どです。

Mさんのご家族もそんなお一人でした。
「病院から退院を云われているが、今のおばあちゃんの状態では自宅へ連れて帰るなんて、とても無理。直ぐに利用できる所と聞いてここにきました。」とおっしゃいました。老健とはどういう施設なのか、全くご存じない様子で、施設に入所させることでご本人に対しての罪悪感も感じている様子でした。

そこで、老健が在宅支援施設であること、一度自宅へ戻っても在宅で無理であれば再入所ができること等を説明すると、思い詰めたような表情が少し明るくなり、「しらなかつた。一度退所すると次に利用するときにまた待たなくてはならないと思っていました。だから、おばあちゃんには悪いけど少しでも長く置いてもらおうと考えていたんです。そんなに家族の都合で考えて

いいんですか？」と驚かれました。
Mさんは後日入所され、リハビリの結果元気になり、その後老健の通所リハビリ、短期入所療養介護、訪問介護等を利用することで、自宅での生活を続けられています。退所時Mさんは「家へ戻れるヨ。嬉しいネ。でも、また通ってくるから待っててネ。」と満面の笑み。ご家族は「また家で介護が大変になったら入所のお願ひにきてもいいですか？」と不安気でした。

「いつでもお電話下さい。相談に応じますますから安心して下さい。」と伝えると、安心した様子でした。
今、Mさんは当施設の入所と自宅での生活を交互に繰り返しています。ずっと入所しているわけではないという思いからいつも明るいMさん、入所先があるから自宅で頑張れるご家族。そういう家庭を支え、ご本人の笑顔と喜びを感じることができなのが老健の相談員としての喜びです。(某老健相談員Tさん)

朝六時五十分電話のベルが鳴り、義母の逝去の知らせを受けました。妻が幼い頃離別した母が心筋梗塞で倒れ、介護することになって七年、何といるいるな事があつただらう。数

数えるときりがないがどれ一つとつても大変な事でした。それを乗り越えて今があるのは何が良かったのか考えてみたい。
妻の体力と種々の状況から同居は無理との事で施設の協力が必須となり妻の施設探しが始まりました。幸いなことに当八王子は設備の整った立派な老人施設が多くあつたことです。まず、市役所の担当課に電話での相談、直接担当者と話をする事から始まり、施設の見学もして、さらに話し合いと回を重ねる事で関係者の同意を得る事ができ、新聞等で報道されている難関を越えて入所の運びとなりました。

施設入所に関して、私自身初めは施設に入れること自体、複雑な気持ちでこれが良いのかいろいろと悩みました。が種々の状況から、最終的には自分が出れることに誠意を持って実行することと割り切りをしました。
施設(絹の道)と私の家が近い事も有り度々行くこともでき、施設職員の誠意に接し、さらに義母に友達が出来た事で心のゆとりも出た様子に安心して私も施設に足を運ぶことが出来ました。この9月に具合が悪くなり入院しましたが、まだ話が出来た時期に本人自身尊厳死協会に入っており、状況が悪くなつても延命処置はしてくれないと妻にはつきり意思表示をしていた

ので医師とも話し合い、安定したところで「絹の道」に帰していただきました。「絹の道」に帰つて多くの知った顔の人達と接することが出来て義母は満足そうでした。義母逝去後、施設内での葬儀には施設の方や入居者の方々が本当に暖かく見送つて下さったことに感謝いたしております。

私達は幸運にも施設の協力を得られ多くの方々のおかげで乗り切ることができました。
老人介護の制度も近年見直し等でめまぐるしく変わつておりますが、少子化等でさらに厳しくなる状況下でより良い制度の確立を臨みます。(特養ホーム 絹の道利用者ご家族)

介護保険を利用し始めて約二年になります。夫は平成七年に脳出血で倒れ、後遺症で半身麻痺、強い鬱状態になりました。その後平成十二年に肺炎で再入院し、これが半年にも及びました。

退院の際、ケアマネージャーさんから居宅介護のプランを作りましょうと云われました。私は今まで一人で見てきましたし、これから一人で出来ると思っていました。正直申しまして家族水入らずで静かに暮

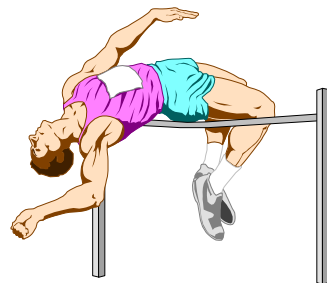
らしたいのに、いろいろな方が出入りするのは自分の気が休まる時がないと思えたのです。しかし、ケアマネージャーさんから「先が見えないのです。介護する人のために必要なことです。」と説得されました。夫は現在気管切開と胃ろうの手術を受け、食事は経管で行っています。ヘルパーさんは週5日、一日2時間身体介護で、看護師さんは週1回は入院していた病院から、さらにもう1日を医師会訪問看護ステーションからきていただくことにしました。こちらの方は24時間対応を取り入れました。このような生活に慣れるには一、二ヶ月かかりました。

介護保険になつて良かったと思うことはたくさんあります。医師会訪問看護ステーションの24時間対応システムは日曜祭日を問わず深夜も電話一つで直ぐにきてくれます。これは家族にとつてとても心強く安心できます。入浴介護も4人のスタッフが大きな湯船にゆつたりと入れて、丁寧に洗つてくれます。病人にとつては何よりリラックsgivingひとときだと思えます。オムツの支給も助かります。ヘルパーさん、看護師さん達とも心が通じ、世間話をしたり愚痴を聞いてもらったり、留守番を頼んで買物や

介護老人福祉施設の利用者の声

*(2)ページから

散歩とストレッチ解消もできる
ようになりました。
今は介護する者の立場を理
解してくれる人がたくさんい
ると知ったことで、「先は長そ
うだけれど頑張っていこう」
と前向きな気持ちになってい
ます。
(在宅介護利用者)ご家族
Sさん)



質【向上に自己評価基準

八王子版

社会福祉法第3条では、福祉サービスの基本的理念を
次のように規定しています。

「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その
内容は、福祉サービスの利用者が心身共に健やかに育成
され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営
むことができるように支援するものとして、良質かつ適
切なものでなければならぬ。」
すなわち、「福祉サービスの質」に対する基本的な方
向が示されています。

それは、
サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立

個人の多様な需要への地域での総合的な支援

幅広い需要に心える多様な主体の参入促進

信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保

情報公開等による事業運営の透明性の確保

われわれ事業者は、より質の高いサービスを提供して

いく必要に迫られています。当八王子介護保険事業者連

絡協議会は、事業者の提供するサービスの質を当事者

が自ら客観的に評価する事業「を立ち上げました。平成

十五年度には、「八王子版自己評価基準」を皆様のもと

に配布出来るようにしたいと思っております。

(八王子版自己評価基準作成プロジェクト)

介護保険のいろいろな制度

八王子市からの
お知らせ

1. 介護保険施設に入所している方の食事代減額制度

介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所している方の食事代(1日あたり780円)は、申請により下表のように負担が軽くなります。

	老齢福祉年金受給者等 (市民税世帯非課税の方)	市民税世帯非課税の方
施設入所時の食事代 の負担(1日あたり)	300円	500円

2. 高額介護サービス費の支給制度

1ヶ月の利用者負担(1割分)が、一定の利用者負担上限額を超えたときは、申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。対象となる方には市からお知らせします。(申請時には、領収書が必要です)

	老齢福祉年金受給者等 (市民税世帯非課税の方)	市民税世帯非課税の方	左記以外の方
利用者負担上限額 (1ヶ月あたり)	15,000円	24,600円	37,200円

3. 利用者負担額の償還払い制度

介護保険では、サービスを利用した場合の本人負担額は費用の1割が原則ですが、ケアプランを作成しないでサービスを利用し、費用をいったん全額支払った場合には、申請により9割分が戻ります。(サービス提供証明書・領収書が必要です)

4. 福祉用具購入費・住宅改修費の支給

福祉用具購入費の支給

要介護状態区分にかかわらず、年間10万円を上限とします。

- 腰掛便座 簡易浴槽
- 特殊尿器 入浴補助用具
- 移動用リフトのつり具 など

住宅改修費の支給

要介護状態区分にかかわらず、20万円を上限とします。

- 廊下・階段・浴槽などへの手すりの設置
- 居間・廊下・玄関等の各室間の床の段差解消
- 滑り防止のための床材変更
- 引き戸への扉の取り替え など

住宅改修と福祉用具購入については、事前に必ず介護サービス課(20-7416)へご相談ください。

介護保険 Q & A

Q1 介護保険は強制加入なののでしょうか？

A1 はい、介護保険は法律で決められた強制加入・強制適用サービスです。原則として、40歳以上全ての人が加入します。(本人の希望やサービスの利用をしなくとも)

Q2 介護保険はどのような良い点があるのでしょうか？

A2 介護サービスを自分で選択して利用することができます。

福祉サービスと医療サービスの総合

民間事業者の参入により、効率的で良質なサービス提供が可能です。

病院に入院しているお年寄りの中には、退院後の生活に自信がなく、なかなか退院できない人が多くいますが、介護保険でサービスを(自分で)選べますので在宅生活を支えるサービス提供が可能です。

Q3 介護保険の運営はどこですか？

A3 介護保険の運営は各市区町村(地方自治体)です。「保険者」は市区町村と特別区(東京23区)になります。「被保険者」は介護保険に加入して保険料を支払い、保険の給付(すなわち介護サービス)を受けることができる人をいいます。

Q4 介護サービスの提供を受けると、保険料以外にお金を払うのでしょうか？

A4 1ヶ月を区切りに、サービス料として1割支払います。介護サービス計画(ケアプラン)の作成にはお金がかかりません。支給限度基準額を超えてサービスを受ける場合は、超えた部分は利用者が全額負担になります。施設利用の場合は食費などが別に必要となります。

Q5 介護のために使った費用は税金控除の対象になりますか？

A5 医療費控除の対象になります。在宅介護でホームヘルパーを利用した場合の自己負担金や医師の診断、看護師の看護、薬代、オムツにかかった費用などが医療費控除の対象になります。(オムツの場合は医師が発行したオムツ使用証明書が必要になります)このほか、通院のために使った交通費や介護保険に支払っている保険料も控除されます。いずれも領収書などを残して、確定申告時に税務署に相談してください。医療費控除の対象となる出費が、年間10万円以上かかった場合に還付金が受け取れます。

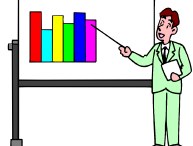
Q6 介護給付を受けながら医療保険を使うことはできますか？

A6 使える場合もあります。もし、在宅介護を受けていても、病気などによって手術や治療が必要になった場合は、医療保険の対象になります。介護保険と医療保険の境界線はわかりにくいのですが、リハビリや医師の訪問診療などは介護保険が適用され、医療サービスに関しては医療保険が適用されると考えておけばいいでしょう。介護保険と医療保険が重なるようなケースでは介護保険が優先されます。詳しくは病院でお尋ねになるか、ケアマネージャーにご相談ください。


Q7 引っ越した場合はどうなりますか？

A7 14日以内に申請すれば、要介護認定が継続されます。14日以内に転入先の市区町村窓口申請する前に住んでいた市区町村で認定された要介護度がそのまま継続されます。15日以降になると、要介護認定をあらためて受けることとなります。施設に入所するため転居した場合は、住民票をその施設に移しても、転居前の市区町村の被保険者のままになります。介護保険の給付も転居前に住んでいた市区町村から受けることとなります。

**サービス事業者
研修会を開催**



当協議会主催(居宅介護支援事業者連絡協議会共催)の研修会が11月1日(金)午後6時30分よりJR八王子駅北口前のクリエートホールで開催された。今回の研修会には、国民健康保険団体連合会の相談担当者を講師として招き、介護保険サービス利用者からの様々な要望や意見に対し、サービス事業者がどのように対応し、サービスの質を向上させていくべきかを学んだ。会場には、100を超える事業者から250名の参加者が集い、最後まで熱のこもった研修会となった。



八王子介護保険サービス事業者連絡協議会の活動報告

- 平成14年5月14日 総会 八王子市役所903・904会議室
 - ・14年度事業計画等を審議 出席事業者数 64事業所
- 平成14年6月11日 仮称「痴呆症のための八王子ネットワークづくり」準備委員会 八王子市医師会館
- 平成14年6月18日 第8回幹事会 クリエートホール
 - ・総会についての反省会 ・各委員からの報告 ・会員、会費状況報告 ・新規加入会員について ・その他
- 平成14年8月20日 第9回幹事会 クリエートホール
 - ・研修会の開催について(10月1日 八王子市役所903/904会議室) ・事業者ガイドブック発行の件(会費納入済みの事業者を掲載、研修会で配布予定) ・八王子市からの連絡について(8月29日 研修会開催「口腔ケア」) ・会員名簿及び会費入金状況報告 ・その他(次会総会終了後、懇親会 予算の立て方 危機管理の講習会 市からの連絡 会報の発行 各部会の開催 指定居宅介護証)
- 平成14年10月17日 第10回幹事会 クリエートホール
 - ・研修会の役割分担(10月1日台風のため中止 11月1日クリエートホールに変更) ・新規加入会員報告
 - ・研修会時のガイドブック配布と会員登録証の交付、会員名簿の配布
- 平成14年11月1日 サービス事業者研修会 クリエートホール ・利用者の要望等について 講師 国保連
- 平成14年11月26日 事務連絡会 八王子市役所903・904会議室 214名出席